

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月26日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 村井 勝

(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 空自那覇外(8)格納庫新設等設備工事監理業務

(2) 履行場所 航空自衛隊那覇基地内
航空自衛隊与座岳分屯基地内

(3) 業務内容 本業務は、航空自衛隊那覇基地内及び航空自衛隊与座岳分屯基地内における以下の設備工事の監理業務を行うものである。

【航空自衛隊那覇基地】

1. 格納庫新設
2. 隊舎新設
3. 車庫新設
4. 鉄塔撤去新設
5. 空調機更新
6. 駐機場整備

【航空自衛隊与座岳分屯基地】

1. 空調機更新

※ただし、共同体の場合は、代表者以外の構成員(格付C)については、「鉄塔撤去新設」を対象とする。

(4) 業務員数 予定業務員数(令和8年11月から令和11年3月まで)
管理技術者(技師(A)) 巡回1名×延べ 29回
担当技術者(技師(C))(電気) 巡回1名×延べ276回
担当技術者(技師(C))(機械) 巡回1名×延べ177回

なお、詳細については、特記仕様書による。また、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

(5) 履行期限 令和11年4月30日まで
ただし、那覇基地空調機更新、車庫新設、鉄塔撤去新設、与座岳分屯基地空調機更新については令和10年4月30日まで、那覇基地格納庫新設及び隊舎新設については令和11年3月31日までとする。

(6) 本業務は、入札時に「企業からの技術資料」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)が1,000万円を超える業務の場合は、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。

- (7) 本業務は、契約の一連の手続きを電子契約システムで行う対象業務である。
ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申し出のうえ紙契約方式に代えるものとする。
- (8) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う業務である。ただし、電子入札システムを使用しない方法により入札に参加する旨の届け出をした場合は紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式への変更に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加変更届を提出するものとする。
- (9) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (10) 本業務は、単体又は共同体の代表者及び共同体の代表者以外の構成員が、沖縄防衛局の管轄区域（沖縄県）内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店が所在する企業に対して、加点を行う県内企業参加型JVの試行対象案件である。
- (11) 本業務は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年6月26日 付沖縄防衛局長）に示すところにより、防衛省から 空自那覇外（8）格納庫新設等設備工事監理業務 に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす有資格者（以下「単体」という。）であること。

- (1) 予決第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（電気）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「B以上」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（電気、機械又は通信）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「C以上」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

- (6) 単体又は共同体の代表者は、次に示す同種又は類似業務について、元請け又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了したア及びイの国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。

共同体の代表者以外の構成員は、次に示す同種業務について、元請け又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了したウの国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。

(共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。)

ア 同種業務： 1棟当たり延べ面積 3,000㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る電気設備工事の監理業務又は設計業務を履行した実績を有すること。

イ 類似業務： 1棟当たり延べ面積1,500㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る電気設備工事の監理業務又は設計業務を履行した実績を有すること。

ウ 同種業務 建物新設又は建物改修（全面改修）に係る設備工事の監理業務又は設計業務を（JVの構成員）履行した実績を有すること。

なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあつては業務成績評定通知書の業務評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (8) 沖縄防衛局が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件をすべて満たす者であること。

(ア) 次の資格を有し、かつ、経験のいずれかを有すること。

【資格】

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士。

【経験】

①大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業23年以上の実務経験相当の能力を有する者。

②公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編又は機械設備工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者。

- (イ) 平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務、又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

(共同体としての経験は、構成員として分担した業務経験とする。)

- ・ 同種業務： 1棟当たり延べ面積1,500㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る電気設備工事の監理業務又は設計業務を履行した経験を有すること。
- ・ 類似業務： 1棟当たり延べ面積700㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る電気設備工事の監理業務又は設計業務を履行した経験を有すること。

業務成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (ウ) 令和8年6月26日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満である。

ただし、令和8年6月26日現在の手持ち業務に沖縄防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

- (12) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして欠格とする。

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからエとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他

エ 賃上げ実施企業に対する評価

(2) 総合評価の方法

価格評価点と技術評価点の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

ア 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝60点×（1－入札価格／予定価格）

イ 技術評価点の算出方法

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×{（技術評価の得点合計×履行確実性度）／技術評価の配点合計}

次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

(ア) 企業の実績及び能力

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) その他

(エ) 賃上げ実施企業に対する評価

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからエをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意事項

受注者より提出された「若手技術者の活用」及び「女性技術者の配置」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提出内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131（内線 166）

FAX 098-921-8167

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年6月26日から 令和8年9月1日まで（行政機関の休日に

関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。
ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF

申請書類 : Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月8日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が大きく、電子入札システムにて提出する際にエラーが発生した場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行うものとする。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年8月21日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参または、郵送等による。

ただし、郵送等による場合は令和8年8月21日正午必着。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月2日 午後 2時30分

イ 場所 沖縄防衛局1階 電子入札システム内

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 沖縄防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖

縄防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (8) 一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。
- (14) 詳細は入札説明書による。

【 那覇外(8)格納庫新設等設備工事監理 入札公告 日程表】

①	入札説明書等の交付期間	令和8年6月26日から 令和8年9月1日までの 午前9時から午後6時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
②	申請書等の提出期間	令和8年6月26日から 令和8年7月8日までの 午前9時から午後6時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
③	競争参加資格確認通知の日	令和8年7月28日
④	入札書の受付期間	令和8年8月19日から 令和8年8月21日までの 午前9時から午後6時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
⑤	開札の日時及び場所	令和8年9月2日 午後 2時30分 電子入札システム内

(紙入札方式の場合は、各期間の午前9時00分から午後17時00分まで(12時00分から13時00分までの間を除く)。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。)

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63 年法律第91 号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)